



専利法の97条の一部改正の審議可決について

(専利法の第97条の1～4において水際保護に係る条文を新設)

2014年1月12日作成

台湾經濟部知的財産局ウェブサイトで2014年01月6日付の法文規定関連ニュースによると、専利法の第97条において水際保護に係るの新設条文を含む「専利法一部条文改正草案」が立法院で経済委員会の審議により2014年1月3日にて最終可決された。知的財産局では、専利法第97条の新設条文の実施に整えるため、「税関における専利権侵害物品差押実施規則」の制定を進めている。

第97条の1～4の条文の追加に伴う改正の要点は、以下の通りです。

一、差押手続き	<ul style="list-style-type: none"> ① 差押え申請人は、税関へ書面をもって侵害の事実を説明し、並びに担保金を提供しなければならない。 ② 税関は差押えを受理したら直ちに双方の当事者に通知しなければならない。 ③ 差押え物品の機密情報の保護を損なわない状況の下、双方はその差押え物品を検査することができる。
二、差押えの取消	<ul style="list-style-type: none"> ① 差押えの申請後、申請人が12日以内に権利侵害訴訟を提起しない、訴訟が棄却され権利侵害でないとされた、申請人が自ら差押えを取消した、被差押人が反担保金（保釈金）を提供した場合、税関は差押えを取消しなければならない。 ② 該差押えの取消の原因が、申請人の事由に帰属する場合、申請人は差押えにより生じた倉庫管理費用、積卸費用などの費用を負担しなければならない。
三、損害賠償	<ul style="list-style-type: none"> ① 申請人の申請による差押え物品が、裁判所により権利侵害でないとの確定判決が下された場合、申請人は被差押人に対し、差押えにより生じた損害を賠償する責任を負わねばならない。 ② 担保金（保証金）又は反担保金（保釈金）については、双方が和解または他方に同意した時、税関へ返還を申請することができる。



遠碩專利師事務所

Lewis & Davis Patent Attorneys Office

Tel:+886-2-2517-5955

Fax:+886-2-2517-8517

URL: www.lewisdavis.com.tw

E-mail: wtoip@lewisdavis.com.tw

水際保護に係る新設条文の公布日から2ヶ月以内に関連協力措置規則を完成させ、施行されることとなる。

尚、ご不明点がございましたら、お気軽に弊所までお問い合わせください。

Lewis & Davis